

廃止措置計画の認可基準と審査書における「Ⅲ. 審査の内容」の各項目との整理

<p>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号。） 119 条（廃止措置計画の認可の基準）</p>	<p>発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準審査基準（以下、「Ⅲ. 審査の基準」記載事項の抜粋）</p>	<p>四国電力株式会社 伊方発電所 1 号炉に係る廃止措置計画の実用炉規則第 119 条に規定する認可の基準への適合性に関する審査結果（平成 29 年 6 月原子力規制庁（以下、「Ⅲ. 審査の内容」の記載事項抜粋）</p>
<p>1 廃止措置計画に係る発電用原子炉の炉心から使用済燃料が取り出されていること。</p> <p>2 核燃料物質の管理及び譲渡しが適切なものであること。</p>	<p>2. 申請書記載事項に対する審査基準 （1）解体の対象となる施設及びその解体の方法</p> <p>3. 申請書に添付する書類の記載事項に対する審査基準 （2）廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図</p>	<p>1. 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法</p>
<p>3 核燃料物資又は核燃料物質によって汚染された物の管理、処理及び廃棄が適切なものであること。</p>	<p>2. 申請書記載事項に対する審査基準 （2）核燃料物質の管理及び譲渡し</p> <p>3. 申請書に添付する書類の記載事項に対する審査基準 （1）既に使用済燃料を発電用原子炉の炉心から取り出していることを明らかにする資料</p>	<p>2. 核燃料物質の管理及び譲渡し</p>
<p>4 廃止措置の実施が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上適切なものであること。</p>	<p>2. 申請書記載事項に対する審査基準 （3）核燃料物質による汚染の除去</p> <p>3. 申請書に添付する書類の記載事項に対する審査基準 （5）核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書</p>	<p>3. 核燃料物質による汚染の除去</p>
	<p>2. 申請書記載事項に対する審査基準 （4）核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄</p>	<p>4. 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄</p>
	<p>2. 申請書記載事項に対する審査基準 （5）廃止措置の工程</p>	<p>5. 廃止措置の工程</p>
	<p>3. 申請書に添付する書類の記載事項に対する審査基準 （3）廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書</p>	<p>6. 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理について</p>

	<p>3. 申請書に添付する書類の記載事項に対する審査基準 (4) 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書</p>	<p>7. 事故時における原子炉施設周辺の一般公衆の実効線量</p>
	<p>3. 申請書に添付する書類の記載事項に対する審査基準 (6) 廃止措置期間中に機能を維持すべき原子炉施設等及びその性能等並びにその性能等を維持すべき期間に関する説明書</p>	<p>8. 廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間</p>
	<p>3. 申請書に添付する書類の記載事項に対する審査基準 (7) 廃止措置に要する資金の額及びその調達計画に関する説明書</p>	<p>9. 廃止措置に要する資金の額及びその調達計画</p>
	<p>3. 申請書に添付する書類の記載事項に対する審査基準 (8) 廃止措置の実施体制に関する説明書</p>	<p>10. 廃止措置の実施体制</p>
	<p>3. 申請書に添付する書類の記載事項に対する審査基準 (9) 品質保証計画に関する説明書</p>	<p>11. 品質保証計画</p>